

【新旧対照表】海外航空便遅延見舞金制度規程の主な改定箇所（下線部分が改訂箇所です。）

改定前	改定後
<p><b>第一条 総則</b></p> <p>JALダイナースカード、プラチナカードおよびCLUB-Aゴールドカードの会員（以下、「会員」といいます。）が、海外旅行期間中の日本発着の航空機出発遅延または海外でのパスポート紛失が発生した場合には、本規程に従い見舞金をお支払いします。JALカード入会日（入会審査終了日）の翌日以降に日本を出発する海外旅行から適用します。</p>	<p><b>第1条 総則</b></p> <p>CLUB-Aゴールドカード、JALダイナースカードおよびプラチナの会員（以下、「会員」といいます。）が、海外旅行期間中の日本発着JAL国際線運航便（JAL便名でのコードシェア便を含む）の出発遅延・欠航または海外でのパスポート紛失が発生した場合には、本規程に従い見舞金を支払います。JALカード入会日（JALカードにて入会登録が完了した日）の翌日以降に日本を出発する海外旅行から適用します。</p>
<p>本規程は2018年10月1日以降に発生した見舞金支払事由に適用します。</p>	<p>本規程は2021年3月16日以降に発生した見舞金支払事由に適用します。</p>
<p>（新設）</p>	<p>※JAL運航のコードシェア便の場合、他社便名での予約は見舞金支払いの対象外となります。 ※カードをお切り替えの場合、新しいカードの入会日（入会登録が完了した日）の翌日以降に日本を出発する海外旅行から、新しいカードでの適用となります。</p>
<p>（新設）</p>	<p><b>第2条（本規程の改定）</b></p>
<p>（新設）</p>	<p>当社は、本制度の運営上必要と判断した場合、JALカード会員規約第4条第4項及び第5項に定める会員規約の変更の規定に従い、会員の同意を得ることなく、本規程を変更することがあります。</p>
<p><b>第二条 見舞金支払条件</b></p>	<p><b>第3条 見舞金支払条件</b></p>
<p>①日本発着国際線運航の航空機に大幅な出発遅延・欠航・運休（以下、それらを「搭乗不能」といいます。）が生じ、その結果、会員本人が搭乗する予定であった日本発着の国際線運航航空機の出発予定時刻を4時間以上経過し、且つ当該航空機の出発予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空機を利用出来なかった場合に見舞金を支払います。但し、会員本人は搭乗する予定であった日から30日以内に代替機もしくは目的地を同一とした航空機の利用をした場合に限りします。</p>	<p>①日本発着JAL国際線運航便（JAL便名でのコードシェア便を含む）に大幅な出発遅延・欠航・運休（以下、それらを「搭乗不能」といいます。）が生じ、その結果、会員本人が搭乗する予定であった日本発着のJAL国際線運航便の出発予定時刻を4時間以上経過し、且つ当該運航便の出発予定時刻から4時間以内に代替となる他の運航便を利用出来なかった場合に見舞金を支払います。ただし、会員本人は搭乗する予定であった日から30日以内に代替機もしくは目的地を同一とした他の運航便の利用をした場合に限りします。</p>
<p>②第二条①の「搭乗不能」による見舞金は、20,000円とします。</p>	<p>②前項の見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとします。 (1) CLUB-Aゴールドカード会員およびJALダイナースカード会員 1名につき24,000円 (2) プラチナ会員 1名につき30,000円</p>
<p>（新設）</p>	<p>※到着遅延については、見舞金の支払いは行われません。</p>
<p>※代替となる航空機とは、搭乗予定の航空会社の代替機ならびに航空会社・旅行代理店等または会員が自身で手配した航空機をいいます。 ※日本発の国際線については同一目的地への旅行を原則としますが、募集型企画または手配旅行等の場合で旅行不催行により同一目的地への旅行が困難なときは、別途、当社の判断により見舞金支払いの可否を決定します。</p>	<p>※代替便とは、JALの代替便ならびに航空会社・旅行代理店等または会員が自身で手配した運航便をいいます。 ※日本発の国際線運航便に係る見舞金支払いについては同一目的地への旅行を原則としますが、募集型企画旅行または手配旅行等の場合で旅行不催行により同一目的地への旅行が困難なときは、別途、当社の判断により見舞金支払いの可否を決定します。</p>

【新旧対照表】海外航空便遅延見舞金制度規程の主な改定箇所（下線部分が改訂箇所です。）

改定前	改定後
<p><b>第三条 見舞金の請求</b></p> <p>②会員本人は、見舞金の請求にあたり下記書類を第三条①の通知をした日から30日以内に提出しなければなりません。また見舞金を受け取れる方は書類に自署捺印をした会員本人に限ります。</p> <p>(1)当社の定める事故報告書兼見舞金請求書  (2)航空会社の発行する出発遅延または欠航証明書  (3)出発遅延の場合は、搭乗券半券または航空会社の発行する搭乗証明書（写し可）  欠航・運休の場合は、代替航空便の搭乗券半券または航空会社の発行する搭乗証明書（写し可）  (4)「搭乗不能」便に搭乗予定であった事が確認出来る書類  航空券のお客様控（写し可）、予約確認書、ツアー行程表（便名記載のあるもの）等々  ※その他の関係書類が必要な場合は、別途書類の提出をお願いする場合がございます。  ※会員本人が、当社が認める正当な理由で見舞金の通知・請求・受取が困難である場合を除く。  ※募集型企画または手配旅行等の場合で、旅行会社の発行する証明書でも代用可</p>	<p><b>第4条 見舞金の請求</b></p> <p>②会員本人は、見舞金の請求にあたり下記書類を第4条①の請求をした日から30日以内に提出しなければなりません（<u>会員本人が、当社が認める正当な理由で見舞金の通知・請求・受取が困難である場合を除く</u>）。また、見舞金を受け取れる方は書類に自署捺印をした会員本人に限ります。</p> <p>(1)当社の定める事故報告書兼見舞金請求書  (2)航空会社の発行する遅延証明書または欠航証明書  (3)出発遅延の場合は、搭乗券半券または航空会社の発行する搭乗証明書（写し可）  欠航・運休の場合は、代替航空便の搭乗券半券または航空会社の発行する搭乗証明書（写し可）  (4)「搭乗不能」のJAL国際線運航便に搭乗予定であった事が確認出来る書類  航空券のお客様控（写し可）、予約確認書、ツアー行程表（便名記載のあるもの）等々  ※ その他の関係書類が必要な場合は、別途書類の提出をお願いする場合がございます。  ※ 募集型企画旅行または手配旅行等の場合で、旅行会社の発行する証明書でも代用可。</p>
<p><b>第四条 見舞金のお支払が出来ない主な場合</b></p> <p>②会員本人が第四条①に定めた期限内に所定の代替便もしくは搭乗予定としていた航空機と目的地を同一とした航空機の利用の実施が出来なかった場合。</p>	<p><b>第5条 見舞金のお支払が出来ない主な場合</b></p> <p>②会員本人が第5条①に定めた期限内に所定の代替便もしくは搭乗予定としていた<u>運航便</u>と目的地を同一とした<u>運航便</u>の利用の実施が出来なかった場合。</p>
<p><b>第六条 見舞金支払条件</b></p> <p>②第六条①のパスポート紛失による見舞金は、20,000円とします。</p>	<p><b>第7条 見舞金支払条件</b></p> <p>②前項の見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとします。  (1) <u>CLUB-Aゴールドカード会員およびJALダイナースカード会員</u> 1名につき24,000円  (2) <u>プラチナ会員</u> 1名につき30,000円</p>
<p><b>第七条 見舞金の請求</b></p> <p>②会員本人は、見舞金の請求にあたり下記書類を第七条①の通知をした日から30日以内に提出しなければなりません。</p>	<p><b>第8条 見舞金の請求</b></p> <p>②会員本人は、見舞金の請求にあたり下記書類を第8条①の請求をした日から30日以内に提出しなければなりません。</p>